

年度評価の方法、判断目安について

法人 業務実績報告書

- ・法人の総括と課題
- ・大項目ごとの特記事項
- ・小項目ごとの業務実績と自己評価

項目（小項目）ごとに、事業年度における業務実績について5段階（S・A～D）で自己評価を行い、判断した理由等を記載する。



評価委員会 評価委員会の意見聴取

業務実績報告書について評価委員会の意見を聴取する。



県 業務実績の検証

業務実績報告書・評価委員会の意見等を元に、法人からのヒアリング等を実施するなど調査・分析のうえ、業務実績の検証を行う。



県 項目別評価

小項目評価

項目（小項目）ごとに、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、法人の自己評価と同じ5段階の区分（S・A～D）により評価する。

法人の自己評価と評価が異なる場合は、評価の判断理由等を示すとともに、必要に応じて、特筆すべき点や改善すべき点等があればコメントを付す。

大項目評価

項目（大項目）ごとに、業務実績に関する報告書及び小項目評価の結果を基に、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断し、5段階の区分（S・A～D）により評価する。



県 全体評価

業務実績の検証や項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期計画の進捗状況全体について総合的に判断し、記述式で評価をする。



評価委員会 評価委員会の意見聴取

評価結果（案）について評価委員会の意見を聴取する。



法人 意見申立て機会の付与



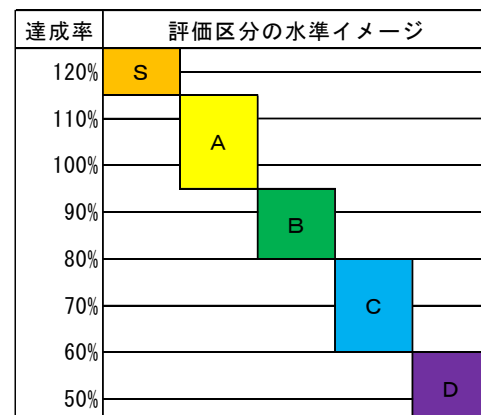
評価結果の決定（業務実績評価書の決定）

【年度評価の小項目評価における評価基準及びその判断目安等】

区分		判断目安等
S	年度計画を大幅に上回って達成している。	年度計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目 ・数値目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・実績・成果が卓越した水準にある ・県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている
A	年度計画を達成している。	年度計画に記載された事項をほぼ 100%計画どおり実施している項目
B	年度計画を概ね達成している。	年度計画に記載された事項を 80%程度以上計画どおり実施している項目
C	年度計画を下回っており改善の余地がある。	年度計画に記載された事項を 80%程度未満しか達成できず（達成度が概ね 60%～80%未満）、実績・成果が計画を下回っている項目で、D区分には該当しない項目
D	年度計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。	年度計画に記載された事項を 60%程度未満しか達成できず、実績・成果が計画を下回っている項目 または次に掲げる条件に該当する項目 ・数値目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

＜備考＞

- ・上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。
- ・県が行う年度評価については、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証して評価を行う。



※ 上図は、数値目標が定められている場合を例とした評価区分の水準のイメージであり、機械的に評定することを意図するものではない。

【年度評価の大項目評価における評価基準及びその判断目安等】

大項目中の小項目評価について次のとおり数値化する。

S = 5 A = 4 B = 3 C = 2 D = 1

区分		判断目安等
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。	小項目の平均値が 4.5 以上 ※大項目の「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」については、倍率（下記参照）を反映後の平均値。以下同じ。
A	中期計画の達成に向けて順調な進捗状況にある。	小項目の平均値が 3.5 以上～4.5 未満
B	中期計画の達成に向けて概ね順調な進捗状況にある。	小項目の平均値が 2.5 以上～3.5 未満
C	中期計画の達成のためには進捗がやや遅れている。	小項目の平均値が 1.5 以上～2.5 未満
D	中期計画の達成のためには進捗が著しく遅れており、重大な改善事項がある。	小項目の平均値が 1.5 未満

＜備考＞

上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。

なお、[住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上]の評価にあたっては、重視する取組（評価実施基準 3 (2) ウを参照）を評価に反映させるため、「研究開発」「技術支援」「事業化支援」の取組が「人材育成」「連携交流」の取組の 2 倍のウェイトを持つように数値化にあたり倍率を掛けるものとする。

取組	小項目数	倍率	ウェイト
1 新たな成長産業を創出する研究開発 ★	1	8 倍	8
2 県内企業の競争力の強化を図る技術支援 ★	1	8 倍	8
3 県内企業等の製品及びサービスの開発並びにそれらの事業化に係る支援 ★	2	4 倍	8
4 イノベーションを推進する人材の育成	2	2 倍	4
5 オープンイノベーション等を推進する連携交流	1	4 倍	4

★＝重視する項目。